

●仕事と生活の調和推進官民トップ会議の開催について 新旧対照表

新	旧
1 (略)	1 (略)
<p>2 開催</p> <p>(1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、総務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに別紙に掲げる団体の代表者及び有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。</p>	<p>2 開催</p> <p>(1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、<u>国家戦略担当大臣</u>、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、総務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに別紙に掲げる団体の代表者及び有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。</p>
(2) (略)	(2) (略)
<p>3 会議における議事の公表</p> <p><u>内閣府特命担当大臣(男女共同参画)</u>又は<u>内閣府特命担当大臣(男女共同参画)</u>が指名する者は、会議における議事の内容等を、会議の終了後、速やかに、<u>適当と認める方法</u>により、公表する。</p>	<p>3 会議における議事の公表</p> <p><u>内閣府特命担当大臣(少子化対策)</u>又は<u>内閣府特命担当大臣(少子化対策)</u>が指名する者は、会議における議事の内容等を、会議の終了後、速やかに、<u>適当と認める方法</u>により、公表する。</p>
4・5 (略)	4・5 (略)
<p>6 その他</p> <p>(1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、<u>内閣府特命担当大臣(男女共同参画)</u>が定める。</p>	<p>6 その他</p> <p>(1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、<u>内閣府特命担当大臣(少子化対策)</u>が定める。</p>
(2) (略)	(2) (略)

(別紙)

仕事と生活の調和推進官民トップ会議団体の代表者及び有識者名簿

(団体の代表者)

<u>よねくら ひろまさ</u> 米倉 弘昌	<u>一般社団法人日本経済団体連合会会長</u>
<u>おかむら ただし</u> 岡村 正	<u>日本商工会議所会頭</u>
<u>こが のぶあき</u> 古賀 伸明	<u>日本労働組合総連合会会長</u>
<u>おかもと なおみ</u> 岡本 直美	<u>NHK関連労働組合連合会議長</u>
<u>やまだ けいじ</u> 山田 啓二	<u>全国知事会会長</u>

(有識者)

<u>おおさわ まちこ</u> 大沢 真知子	<u>日本女子大学人間社会学部教授</u>
<u>けんじょう えいこ</u> 権丈 英子	<u>亜細亜大学経済学部教授</u>
<u>さとう ひろき</u> 佐藤 博樹	<u>東京大学大学院情報学環教授</u>
<u>ひぐち よしお</u> 樋口 美雄	<u>慶應義塾大学商学部教授</u>

[有識者については五十音順、役職は平成25年6月27日現在]

(別紙)

仕事と生活の調和推進官民トップ会議構成員名簿

(関係閣僚)

<u>内閣総理大臣</u>
<u>内閣官房長官</u>
<u>内閣府特命担当大臣 (少子化対策)</u>
<u>内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)</u>
<u>国家戦略担当大臣</u>
<u>内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)</u>
<u>総務大臣</u>
<u>厚生労働大臣</u>
<u>経済産業大臣</u>

(団体の代表者)

<u>よねくら ひろまさ</u> 米倉 弘昌	<u>(社)日本経済団体連合会会長</u>
<u>おかむら ただし</u> 岡村 正	<u>日本商工会議所会頭</u>
<u>こが のぶあき</u> 古賀 伸明	<u>日本労働組合総連合会会長</u>
<u>おかもと なおみ</u> 岡本 直美	<u>NHK関連労働組合連合会議長</u>
<u>あそ うわたる</u> 麻生 渡	<u>全国知事会会長</u>

(有識者)

おおさわ まちこ  
大沢 真知子

日本女子大学人間社会学部教授

さとう ひろき  
佐藤 博樹

東京大学社会科学研究所教授

ひぐち よしお  
樋口 美雄

慶應義塾大学商学部教授

[有識者については五十音順・敬称略]